

類	陸軍			海軍			軍人			類					
	十六年達	恩給	令ニ依ル	令ニ依ル	法ニ依ル	恩給	令ニ依ル	法ニ依ル	恩給						
別	負傷增加恩給	寡婦扶助料	孤兒扶助料	父母祖父母扶助料	傷痍扶助料	孤兒扶助料	寡婦扶助料	增加恩給	寡婦扶助料	孤兒扶助料	父母祖父母扶助料	傷痍扶助料	孤兒扶助料	寡婦扶助料	負傷增加恩給
人員	三	三	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金額	1,050	1,050	1,050	1,050	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
奏任	五	五	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金額	3,975	3,975	3,975	3,975	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
判任	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金額	2,580	2,580	2,580	2,580	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
卒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
金額	1,493	1,493	1,493	1,493	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	11	11	11	11	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
金額	21,088	21,088	21,088	21,088	11,768	11,768	11,768	11,768	11,768	11,768	11,768	11,768	11,768	11,768	11,768

總	軍人			備	外國人	恩給
	令ニ依ル	退隱	令ニ依ル			
合計	三	三	三	八三	六	七三,一三六
金額	2,848	2,848	2,848	1,124	1,124	1,124
奏任	一	一	一	二二	二二	二二
金額	1,633	1,633	1,633	3,242	3,242	3,242
判任	一	一	一	二	二	二
金額	345	345	345	2,052	2,052	2,052
卒	一	一	一	一	一	一
金額	300	300	300	76,501	76,501	76,501
合計	11	11	11	111	111	111
金額	2,008	2,008	2,008	111,111	111,111	111,111

表中准士官ハ奏任ニ合算ス又増加恩給ノ人員ハ重複數ナルヲ以テ計中ニ算入セズ次ノ諸表モ亦同シ○警視官ニシテ西南ノ役ニ從軍死傷シ陸軍恩給令ニ據リ恩給及ヒ扶助料ヲ下賜セラレシ者ハ陸軍軍人中ニ併載ス

第四九一 恩給扶助料及一時給與金等受領人員 明治二十四年

官	文	類	別			合計		
			人員	金額	人員	金額	人員	金額
遺族扶助	依ル	法ニ	四	1,564	一	1,007	五	2,571
寡婦扶助	依ル	一時給與金	四	4,197	八	5,227	一二	9,424
孤兒扶助	依ル	增加恩給	四	3,178	一	3,178	五	6,356
恩給	依ル	恩給	四	4,319	八	5,317	一二	9,636
合計			一六	13,058	一八	15,748	三四	28,806

官制及附錄 恩給扶助料及一時給與金等受領人員







總計	海軍		陸軍		海軍		陸軍		海軍		陸軍	
	依ノ		依ノ		依ノ		依ノ		依ノ		依ノ	
	復籍	死亡	復籍	死亡	復籍	死亡	復籍	死亡	復籍	死亡	復籍	死亡
恩給	取	死	給	死	給	死	給	死	給	死	給	死
扶助料	取	死	給	死	給	死	給	死	給	死	給	死
受領權利消絶人員	取	死	給	死	給	死	給	死	給	死	給	死
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
奏任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
判任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115

總計	海軍		陸軍		海軍		陸軍		海軍		陸軍	
	依ノ		依ノ		依ノ		依ノ		依ノ		依ノ	
	復籍	死亡	復籍	死亡	復籍	死亡	復籍	死亡	復籍	死亡	復籍	死亡
恩給	取	死	給	死	給	死	給	死	給	死	給	死
扶助料	取	死	給	死	給	死	給	死	給	死	給	死
受領權利消絶人員	取	死	給	死	給	死	給	死	給	死	給	死
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
奏任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
判任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115

本表ニ掲グル人員ハ明治二十四年中新タニ恩給扶助料等ヲ下賜セラレシモノナリ而シテ恩給及扶助料ノ金額ハ下賜ノ日月ニ拘ハラズ總テ一ケ年分ニ當ル金額ヲ掲グ〇一時給與金及ヒ陸海軍軍人ノ一時賜金ハ恩給ノ附加給ナルヲ以テ其人員ハ計中ニ算入セズ

第四九二 恩給扶助料受領權利消絶人員 明治二十四年